

議案第 184 号

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正
する条例の制定について

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 11 月 26 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正
する条例

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例（平成 12 年川崎
市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条
第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 占用面積が 0.01 平方メートル未満であるとき、又は占用面積に 0.01
平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を
切り捨てて計算するものとする。

別表中「1 平方メートルまでごとに」を「1 平方メートルにつき」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎港港湾区域内の水域の占用料の額を算出する基礎となる面積の端数処理の方法を変更すること等のため、この条例を制定するものである。